

Title	ジェニングス『地方行政法論』(三版)
Sub Title	W.I. Jennings : Principles of local government law (3rd ed.)
Author	金子, 芳雄(Kaneko, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.1 (1953. 1) ,p.66- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530115-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イェト・ロシヤの對外政策を、帝國主義の一類型として「文化的帝國主義」と規定している。すなわち、一方において、帝國主義を経済的國民主義と規定しながらも尙、他方において、帝國主義一般の概念を求めようとする所に、現代國際政治のもつ個性、單的には帝國主義の歴史性を全く捨象してしまふ高價な犠牲が、徒らに拂われているのではなからうかと思ふ。

第三の部分としては、第八章がそれにあたる。ここでは、國際主義の理念として國際主義と世界主義を取上げ、兩者は正しくは區別されるべきであること、そして經濟的國民主義が、その本來のあるべき姿へと、資本主義から訣別するならば、國際主義は、國際政治の理念として眞に平和を招來するであろうこと、この場合「祖國を否定し、國家國民の制約を離れて、人類國境を超えた所の共通の地盤に於て個人の世界的結合をなさんとする」(二一六頁)世界主義は、「早咲の花である」(二一九頁)と斷定されている。

以上、本書を概観して、その特色は、國民主義を基軸として現代の國際關係乃至國際政治の考察を展開している點にみられるが、又かかる考察は、國民主義がその經濟的視點から、歴史的に把らえられている限りにおいて十分な成果を収めているものと考えられる。

勿論、この様な本書の把握は、あるいは著者の意圖から離れているかも知れない。方法論的問題については尙検討してみたいと思つているが、一應その様にしたとしても、現下の國際關係乃至國際政治における問題性を明らかにし、又一つの手懸りを與えるものとして、本書は高く評價されなければならぬと考へる。(三和書房、二

(二一頁)

(中澤精次郎)

W. I. JENNINGS PRINCIPLES OF LOCAL GOVERNMENT LAW (3rd ed.)

ジュニングス『地方行政法論』(三版)

一 著者 Sir W. Ivor Jennings は我が國においても廣く知られた英國公法學界の重鎮である。彼は憲法・行政法の領域に多くの著述を公にしているが、なかでも『The Law and the Constitution, Cabinet Government』はとくに有名である。彼は、バジレット・アンソン・マイシイの三大著述のうちにもられなかつた方法をもつて、公法分野の研究をおこなつている。そうして、彼の特色のもつとも著しく顯われている部分は、行政權および行政法關係の事項についてであろう。すなわち、彼はロブソンとともに、行政法にかんし頗る進歩的な意見をのべている。さらに、彼は、英國行政法の發達に重要な役割をはたしたものは、地方行政關係の諸法である、とする。そこで、これらの諸法を著者はいかに説明するのであろうか。我々は本書を通して、英國行政法の一端を窺い得るとともに、また、ジュニングスが行政法に對して、どのような思想をもつてゐるかを知りうるであらう。これがあえて本書を紹介しようとする動機である。

二 本書は全文三百五十頁ならずの比較的簡単な著述であるが、その内容としては、英國地方制度の歴史的變遷の現代的意義、英國型地方制の作用法的・争訟法的・組織法的原則の解明（とくに國——中央政府——と地方團體——地方政府——との關係において）等極めて注目すべき議論が盛られている。

そもそも本書の初版は一九三一年に出版され、その前文によると、ロンドン大學の憲法講義のさい、地方制の講述の参考書として書かれたものである。

さらに、第二版は一九三九年に出版され、學界の論争點の推移、および、地方行政の實際的要求を考慮し、初版に對しかなりの修正がほどこされている。その上、前述の別著 *The Law and the Constitution*, 3rd ed, 1944. にのべられている所と重複する部分は削除された。しかし、ここで一層注意すべきは、彼がこの二版の前文において、とくに *Local Government Law* をふくむ *Administrative Law* の特性を提言している點である。すなわち、曰く、「従来の *Common Law* は *Law* とその目的とを嚴格に區別していた。これは *Common Law* が社會的・經濟的條件に支配されることなく、新しい環境に即應しうるから *Law* それ自體のみにより、問題を解決したのである。しかし、この思想が成文法にまで應用され、成文法解釋の大原則とされたところに問題がそんずる。さらに *Administrative Law* に屬する諸法にもとずいて行政機關が權限を行使した結果に對し、司法的救済をなすことも必要であるが、その權限行使前において、違法な行爲を豫防することが一層大切なのである。このような事情よりして、傳統的な *Com-*

mon Law 研究法をもつて *Administrative Law* を理解しようとするところに誤があるといわねばならない。したがつて又 *Administrative Law* の一たる *Local Government Law* の研究方法をめぐりても *functional* であらねばならぬ。」とする。

この第二版が出版されてのち、まもなく第二次世界大戦が始まつた。戦争はつねに法令の亂發をもたなう。英國においても、この例にもれず極めて多數の法令が改廢された。一方、英國のごとく平時、法思想がきわめて靜かに變遷してゆく國において、戦争という外的刺戟が法の變遷にあたえる影響はきわめて大きい。たとえば、第一次大戦のさい發せられた *D.O.R.A.* および、これにともなう諸法令は、戦後、行政法の存在を否定していた傳統的な多數説派にも、英國に行政法が存在するという事實をみとめざるをえない立場におとし入れた。そこで、著者は、戦時、戦後を通して改廢された諸法令のため、その第三版として本書をあらためなければならなくなつた。そして、彼は第二次大戦により生じた法現象を一應過渡期的ものとし、改廢の理由をこの過渡的現象におくのである。

三 本書の第一章は *The Nature of Local Government* と題し、*Local Government* の意義・目的、および、*Local Government Law* についでに入る。彼は、*Local Government* はいろいろに定義つけられ、形式的には、*Government* というためには統治機構の一部であらねばならず、*Local* であるためには地方的に限定された國家の一部たるをようするものと定義つけることができるが、このような定義は理論的に正確なものでない、こ

のような條件をみたしつゝ、しかも、中央政府機構に屬する機關(我が國でいえば中央官廳の地方出先機關に相當するとき)の例を二三あげた後、結論として、Local Government は便宜的に區別された分類であるから、明瞭・正確な定義は下しえぬものであり、これ法文が Local Government なる語を避け、Local Authority の語を用い、かつ、その Local Authority の意味を具體的に定義づけた條項をふくむ所以である。とし(たゞし Local Government Act と名づけられた法律もある——金子註——)、Local Authorities に該當するもの八種類をあげ本書の對象とする(一一五頁)。

このように、本書では地方團體の概括的な意義はのべられていない。ただ、英國の地方團體は國家(中央政府)と從屬關係にたつ團體であるとし、その他の事項はほとんど常識的な説明に終始する。もちろん、本書は教科書であり、かつ、英法の特質よりして、かの獨逸において十九世紀なかばから展開された自治權理論ほどの精密さを求めることは、それ自體無理であらうが、本書程度では、やはり不滿をかんぜざるをえない。

次に本書では Local Government の目的がとりあげられている。ある制度が存在するためには、その制度は必ず目的をゆうする。こゝに Local Government の目的を明かにすることは、地方行政關係の諸法を運用してゆく上にもぜひ必要なのである。ここで、著者ののべるところは次のごとくである。すなわち、英國においては Local Government は、はじめ公安の維持を第一の目的とした。これが社會的・經濟的その他諸般の事情の進展にともない次第

にその目的が追加され、現在のごとく複雑なる目的をゆうするにいたつた。一方、これにともない進展してきた地方制度は、他の制度とともに不斷の、かつ、ゆるやかな變化を示しながら推移してきたのであつて、今までの制度を根本から改めたごとき變化はみられなかつた。ゆえに、これらの變遷は歴史的に研究すべきである、となし(七一―九頁)、轉じて、上述のような目的から地方行政關係の諸法を大別すると、次のごとくであるとし、(一)地方機關の組織に關する法、(二)治安關係法、(三)公衆衛生・都市計畫に關する法、(四)社會政策關係法、(五)教育關係法 の五項目をあげている(一一一頁)。

このような説明のうち、著者は第一章の結論をかねて Local Government Law とごう項を設けている(十一頁以下)。すなわち(一)の項におつては Town and Country Planning Act, 1928. を例にとり、この法律により Local Authorities は具體的にいかなる權限を行使しているかといふことを述べ、かつ、Local Government Law は従来の Common Law と異り、たんに法自體についてのみ論ずればたりるのでなく、命令規則が大なる役割を果していることを指摘し、このような命令規則がいかにして作られ、また、いつ效力を發するかに論及し、結論として、Local Government Law には、Local Government が自主的に作成する命令規則、および、中央よりの指令ともいふべき法律、の二元的な法よりなる點を強調する。要するに、第一章はその題名よりすれば理論的記述のごとく思われるが、とくところは英國の實情のてきわよき概要の説明であるといふことができる。

四 右のような第一章のあとをうけ、著者は英國地方制度の變遷をとりあげる。彼の見解によると、一八三四年の Poor Law Amendment Act が近代 Local Government Law のはじまりであるとする。そうして、これ以前の時代を、Sheriff の時代、Justices of the Peace の時代に二分して概説する(第二章)。そして、第三章において、*ポア・ローのべタ* Poor Law Amendment Act の特色、および、これが他法におよぼした影響をのべ、その後、約一世紀にわたる現在までの地方行政關係法のあとをたどる。この第二・三章のうち、著者は第三章に重點をおいて記述しているので、ここ百年の地方行政の變遷をしるうえに第三章はきわめて便利な章であるといえる。

次に、第四章以下で Local Authorities の組織・職務權限等、および、地方財政制度に關する説明があるが、本稿では紙面の關係もあるのですべて省略する。

五 本書は前述のごとく、國(中央政府)と地方團體(地方政府)との關係に重點をおいたとされている。そこで、第八章以下にのべられている地方團體への國よりの統制が、著者の興味を中心であることはいうまでもなく、また、本書の中心部分をなすであろう。

一體、統一國家にあつては、いかに地方團體の地位の獨立が主張されても、中央とまつたく分離することはできない。問題は、中央政府がどのような手段で、いかなる程度地方團體を統制してゆくか、という點にある。この問題の解決のためには、地方團體の自治權をどのようにみるか、という問題を先ず解決する必要がある。獨乙流

の(したがつて我が國で行われていた)考へ方によると、自治權にかんする學説は、大別して獨立説と委託説にわけられた。この委託説は、いうまでもなく、ゲナイストの英國地方制研究の結果にもとづいて樹立された學説であつて、地方團體の權限はすべて國家より委託されたものであるとする。この説は英國地方制を説明する上に妥當なものであろうが、政策的にみて、地方自治權を強力に主張しようとする場合、獨立説より根據の弱いものとなるかもしれない。そこで、理論上は委託説の立場にありながら、現實には、自治權との關係を十分考慮して、英國地方制の特質の發見につとめる必要があろう。

さて、本書において著者は、地方團體にたいする統制方式を、central control と judicial control の二つにわけて考察をおこなっている。もちろん、この二つに分けることは、他の國にも適用することができるであらうが、注意すべきは、英國では地方團體に對する國の統制として、まず司法的統制が行われ、近代になつて行政的統制(本書の central control の中心部分をなす)が行われたことである。それ故、著者はこの central control のうちに近代的地方行政の特質を發見しようとしている。

この第八章で著者は、まず、英國の地方團體をもつて國家的政策を地方的に實行するための、國(中央政府)の代理機關となし、このことは一八三四年の Poor Law にかんする Royal Commission の報告書のなかにも強調されていたし、同年の Poor Law Amendment Act のうちにも明文で示されているとし(二一七頁)、*ポア・ロー*、このような原則は翌年の Municipal Corporations Act

その他の法律で、ただちに、實現されなかつたが、その後、次第にみとめられたしている、という(二一七—二一八頁)。而してこのような代理機關たる地方團體にたいする國(中央政府)よりの統制方式として、(一)立法上の拘束 (二)官吏にたいする統制 (三)中央政府の官吏による監査 (四)自主立法にたいする追認ないしは許可 (五)會計検査 (六)國庫補助金にたいする監査 (七)起債の監査 (八)上訴權 (九)代執行權 (十)地方的立法關係の權限の十項目をあげ、この各項目について説明を加えている(二二〇頁以下)。

六 このような立法機關、および、行政機關による地方團體に對する監督統制についてのべたのち、第九章において Judicial Control について論ずる。この司法的統制のなかには、英國特有の多くの歴史的遺物ともいふべき制度が存在している。もちろん、本章の中心課題は、Local Authorities の作爲または不作爲により權利を侵害された人民の救済方法にある。

従來 The King can do no wrong という法諺は、中央行政機關の不法行爲を不問にふして来た。また、大陸諸國とことなり行政裁判所制度をもみとめなかつた。そのため、違法な行政行爲に對する救済は非常に不完全であつた。ただ Local Authorities の場合は、歴史的にみると Justice of Peace の權限を繼承したものであるため、中央の行政機關の場合と趣をこにしてゐる。そのため、大陸諸國の行政法における救済の方式に近い型をとることも可能であつた。そこで、現在では Local Authorities に法人格をあたえ、その行爲を國王の行爲にあらずとして、Local Authorities の組織

權限を定めた單行法により、その行爲の範圍を限定する。この二つのことより、不法行爲能力、および、越權の法理を導きだす。そして、この二つの事實をもとし、私法において用いられている代理權行使の結果生ずる責任の法理を行政行爲の場合にも類推しようとする。しかし、具體的事件について、なお、多くの問題が残るので、この點について本書は、各場合につき判例をあげて説明を加えている。さらに、この一般的市民の權利保護(損害賠償の問題であるが)に關聯して Injunction, Declaration および、特權令狀の諸制度にもふれている。ただ、特權令狀について、本書では Mandamus, Prohibition, および、Certiorari の三つの場合のみをとりあげ、その意義・執行方法・効果をのべている。本章の最後に著者は Judicial Control の効果を論ずる。ここで、彼は司法的統制の必要をみとめるが、形式的に、その費用の點、手續の複雑な點等の缺點をあげ、本質的な缺點として、Local Government Law の Common Law との根本的差異より司法的統制のみには完全なものでありえぬとし、その結果、著者は Judicial Control よりも Central Control に一層多くの期待をかけるのである。

第九章において著者ののべるところは、右のごとくであるが、司法的統制が行われる場合は、これを要約すると、

- (一) 地方團體が法律によりあたえられた權限を逸脱した場合
 - (二) 地方團體が法律により課せられた義務を履行せぬ場合
 - (三) その他一般に普通法裁判所にて訴追される行爲を行つた場合
- であり、これに對する司法的手續は、

(一) 特權令狀

(イ)普通法裁判所における通常の救済

(ロ)Injunction

(ハ)Declaration

の四つの場合となる。

七 以上で一通り本書の紹介をおわる。本書は大家の筆によるものであるが、教科書という質的・量的制限のため、ものたらぬ點も少くない。しかし、Local Government Law を要領よくまとめ、た點をとり、法律論的に地方行政を記述した點(制度論的・行政學的に論じた書籍は多いが)等において優れた特色をゆうするものといわなければならない。

最後に、参考迄に本書の目次を次に掲げておこう。

Chapter I. The Nature of Local Government.

Chapter II. English Local Government before 1834.

Chapter III. The Development of Modern Local Government.

Chapter W. Local Authorities and their Organisation.

Chapter V. The Working of Local Authorities.

Chapter VI. Powers and their Acquisition.

Chapter VII. Local Government Finance.

Chapter VIII. Central Control.

Chapter K. Judicial Control.

(1947, rep. 1948, 316 pp.
University of London Press Ltd. 8/6 net.)

(全十卷)